

# 工事現場における施工体制点検要領

平成24年 3月30日制定

平成28年 6月 1日改正

## 第1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者(以下「主任(監理)技術者」という。)の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

この要領は、西宮市が発注する建設工事(単価契約によるものを除く。以下「工事」という。)の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的とする。

## 第2 点検対象工事

この要領に基づく点検の対象工事は、西宮市が発注した施工期間中の工事のうち、請負代金額が500万円以上の工事とする。ただし、次の各号に掲げる点検項目については、当該各号に規定する工事を対象とする。

### (1) 主任(監理)技術者の専任制に関する点検

法第26条第3項に該当する工事(請負代金額が3,500万円以上のもの。なお、建築一式工事の場合は7,000万円以上のもの。ただし、平成28年5月31日以前に契約を締結したもののうち、請負代金額が2,500万円未満または建築一式工事の場合は5,000万円未満のものは除く)

### (2) 施工体制台帳の整備に関する点検

法第24条の7第1項に該当する工事(ただし、平成27年3月31日以前に契約を締結したもののうち、下請契約の請負代金総額が3,000万円未満または建築一式工事の場合は4,500万円未満のものは除く。)又は西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領(平成23年実施)第10条に規定する低入札価格調査を実施した工事

## 第3 点検を行う者

この要領に基づく点検は、西宮市工事監督規程(昭和53年西宮市訓令第7号)第2条第3号に規定する工事監督員が実施する。ただし、第2の(1)に該当する工事のうち契約工期が6箇月以上の工事については、西宮市工事検査規程(昭和53年西宮市訓令第8号)第2条第2号に規定する検査員のうち、技術管理課長により指名された検査員による施工体制の点検をあわせて実施する。

## 第4 工事現場における施工体制の把握

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、工事現場の適正な施工体制の確保のため発注者が監督業務等において把握することとされている次の事項について、点検を行う。

なお、現場への立入り点検にあたっては、事前に受注者への通告は行わない。

#### (1) 主任(監理)技術者資格の確認

工事請負契約書(契約約款)第10条の規定によりあらかじめ通知を受けた主任(監理)技術者が、適切な資格を有していることを資格者証等で確認する。また届出書に記載された技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であることを確認する。

#### (2) 工事現場における専任(常駐)状況の点検

主任(監理)技術者及び現場代理人の現場における専任(常駐)状況の点検は、適切な頻度で行う。

なお、施工期間中に主任(監理)技術者としての専任を要する工事又は現場代理人として常駐を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義が生じた工事については、契約課を通じて他の工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、受注者に対しては、書面等により当該疑義内容について確認を行う。

#### (3) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳(下請契約書の写し、再下請負通知書等の添付書類を含む。)が適切に整備されており、不適切な下請関係等がないことを点検する。

#### (4) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検する。

#### (5) 施工体制の点検

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検する。

#### (6) 建設業許可を示す標識等の点検

元請及び全ての下請業者について、建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、再下請負通知書を元請人に提出すべき旨の掲示がされていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていることを点検する。

#### (7) その他、適正な施工体制を確保するため必要な事項について、適宜点検する。

### 第5 点検結果の取扱

#### (1) 改善状況の確認

工事監督員は、点検の結果、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、速やかに改善を指示し、後日、改善状況の確認を行う。この場合においても受注者が指示に従わないときは、工事担当課長へ報告を行う。報告を受けた工事担当課長は、指示した内容、改善状況に応じてその事実を契約課長及び技術管理課長に通知する。

#### (2) 点検後の措置

点検結果は、「施工プロセスのチェックシート」等により適切に工事成績評定に反映させるものとし、改善指示した内容、改善状況によっては、指名停止や建設業許可官庁への通知、契約解除も選択に含め、必要な措置を講じる。

## 第6 検査員による点検

第3のただし書きに基づく検査員による点検は、施工期間中に原則として1回実施するものとし、点検の時期については、工事の内容、工程等を考慮して、検査員が工事監督員と協議して定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、実施日以降に契約を締結した工事について適用する。

付 則

この要領は、平成28年6月1日から実施し、実施日以降に契約を締結した工事について適用する。